

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う政令及び省令の改正について

1. 背景

第154回通常国会において、最近における自動車をめぐる経済社会情勢の変化に対応し、自動車の解体及び輸出に係る抹消登録制度等を整備するほか、リコール義務の違反事案等に適切に対処するとともに、不正改造車の取締りの強化及び整備管理者制度の適正化を図るため、道路運送車両法の一部を改正する法律(平成14年法律第89号。以下「改正法」といいます。)が成立しました。

改正法は平成14年7月17日に公布され、不正改造車の取締り制度及び整備管理者制度の改正については、既に平成15年4月より施行されており、自動車の後付装置に対するリコール制度の新設に係る改正については、平成16年1月より施行されることになっております。今回、自動車の解体及び輸出に係る抹消登録制度等の改正部分(図参照)について、使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」といいます。)の施行に合わせ、平成17年1月1日に施行することに伴い、以下の政令及び省令について改正を行います。

2. 改正の概要

A 政令関係

・自動車登録令(昭和26年政令第256号)

(1) 解体報告記録の内容(法第15条第1項関係)

改正法第15条第1項により、登録自動車の所有者は、その自動車が自動車リサイクル法に規定する使用済自動車の解体の場合にあつては、同法に規定する情報管理センターに当該自動車が同法に基づき適正に解体された旨の報告がされたことを証する記録(解体報告記録)がなされたことを知った日から、15日以内に永久抹消登録の申請をしなければならないこととされています。

この解体報告記録については、解体業者が解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したこと(当該解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあつては、当該解体自動車の運搬を受託した者に当該解体自動車を引き渡したこと)又は破砕業者が解体業者から解体自動車を引き取ったことを情報管理センターに報告したときの記録とします。

(2) 自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置(法第18条第3項関係)

改正法により、一時抹消登録を受けた自動車について所有者の変更があつたときは、新所有者は、当該所有者の変更について自動車登録ファイルに記録を受けられることとなりますが、自動車登録ファイルに記録を受けようとする新所有者は、申請書のほか、当該自動車の所有権を証明するに足る書面を提出しなければならないこととします。

・道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号）

軽自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置(法第69条の3関係)

改正法により、自動車検査証が返納された検査対象軽自動車等について所有者の変更があった場合に、新所有者は当該所有者の変更について軽自動車検査ファイル等に記録を受けることができることとなりますが、軽自動車検査ファイル等に記録を受けようとする新所有者は、申請書のほか当該自動車の所有権を証明するに足る書面を提出しなければならないこととします。

B 省令関係

・自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）

**(1) 永久抹消登録の申請又は解体等に係る届出の際において明らかにすべき事項
(法第15条第1項及び第3項、第16条第3項及び第4項関係)**

登録自動車の所有者が、永久抹消登録の申請又は解体等に係る届出の際に、当該自動車の特定をするために必要なものとして明らかにしなければならない事項として、以下の事項を規定することとします。

- ・解体報告記録がなされた日
- ・車台番号
- ・自動車登録番号
- ・移動報告番号（自動車リサイクル法施行規則において、引取業者等の事業者が情報管理センターに報告をする際に付する車両を特定するための番号をいいます。以下同じ。）

(2) 解体等に係る抹消登録等の対象車両（法第16条第3項関係）

登録自動車のうち、一時抹消登録後の解体等に係る届出の対象車両については、自動車リサイクル法の対象となる自動車の範囲等を踏まえ、「大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車」とします。

(3) 輸出に係る抹消登録等の対象車両(法第15条の2第1項、第16条第5項関係)

輸出抹消仮登録又は輸出に係る届出の対象車両

登録自動車のうち、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録後の輸出に係る届出の対象車両については、自動車リサイクル法の対象となる自動車の範囲等を踏まえ、「大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車」とします。

輸出抹消仮登録等を受けさせる必要性の乏しい車両

一時的に輸出した後本邦に再輸入することが見込まれる場合であって輸出抹消仮登録又は輸出に係る届出をさせる必要性に乏しい登録自動車として、「道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第5条第1項に規定する登録証書の交付を受けた登録自動車」又は「貨物の運送の用に供する登録自動車であって本邦と外国との間を往来するものと認められるもの」を規定することとします。

輸出抹消仮登録又は輸出に係る届出を行うべき期間

輸出抹消仮登録又は輸出に係る届出を行うべき期間は、中古車輸出の実態を踏まえ、輸出の予定日からさかのぼって「三月」前から当該自動車を輸出する時までの間とします。

(4) 自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置(法第18条関係)

必要な措置を講ずべき経過期間

改正法により、一時抹消登録を受けた後、一定期間なお解体等又は輸出に係る届出がなされないことその他の事情から判断して、正当な理由がなく当該届出が懈怠されているおそれがあると認めるときは、国土交通大臣は、届出をなすべき旨の催告その他必要な措置を講ずることとなりますが、中古車の流通実態等を踏まえ、当該期間を「一年」とします。

資料の保存義務期間

上記の催告その他必要な措置を講ずるため、国土交通大臣が自動車の所有者を調査できるよう、一時抹消登録を受けた登録自動車について所有者の変更があったときは、旧所有者は、当該所有者の変更があった旨を証明することができる契約書その他の資料を保存等しなければなりません。当該期間を「三年」とします。

自動車検査証の返納後の所有者の変更に係る記録の申請書の添付書類

一時抹消登録後の登録自動車の所有者の変更に係る記録の申請書の添付書類として、当該自動車の所有権を証明するに足る書面、申請者の住民票、一時抹消登録証明書等を定めることとします。

・道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)

(1) 検査対象軽自動車等の解体等に係る届出の対象車両(法第69条の2第1項関係)

検査対象軽自動車等のうち、解体等に係る届出の対象車両については、自動車リサイクル法の対象となる自動車の範囲等を踏まえ、「被けん引自動車を除く検査対象軽自動車」とします。

(2) 解体等に係る届出の際において明らかにすべき事項(法第69条の2第2項関係)

検査対象軽自動車等の所有者が、解体等に係る届出の際に、当該自動車の特定をするために必要なものとして以下の事項を明らかにしなければならないこととします。

- ・解体報告記録がなされた日
- ・車台番号
- ・車両番号
- ・移動報告番号

(3) 検査対象軽自動車等の輸出に係る届出の対象車両(法第 6 9 条の 2 第 3 項関係)

輸出に係る届出の対象車両

検査対象軽自動車等のうち、輸出に係る届出の対象車両については、自動車リサイクル法の対象となる自動車の範囲等を踏まえ、「被けん引自動車を除く検査対象軽自動車」とします。

輸出に係る届出を行わせる必要性の乏しい車両

一時的に輸出した後、本邦に再輸入することが見込まれる場合であって輸出に係る届出をさせる必要性に乏しい検査対象軽自動車等として、「道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録証書の交付を受けた検査対象軽自動車」又は「貨物の運送の用に供する検査対象軽自動車であって本邦と外国との間を往来するものと認められるもの」を規定することとします。

輸出に係る届出を行うべき期間

輸出に係る届出を行うべき期間は、中古車輸出の実態を踏まえ、輸出の予定日からさかのぼって「三月」前から当該自動車を輸出する時までの間とします。

(4) 軽自動車検査ファイル等の正確な記録を確保するための措置 (法第 6 9 条の 3 関係)

必要な措置を講ずべき経過期間

改正法により、自動車検査証が返納された後、一定期間なお解体等又は輸出に係る届出がなされないことその他の事情から判断して、正当な理由がなく当該届出が懈怠されているおそれがあると認めるときは、国土交通大臣は、届出をなすべき旨の催告その他必要な措置を講ずることとなりますが、中古車の流通実態等を踏まえ、当該期間を「一年」とします。

資料の保存義務期間

上記 の催告その他必要な措置を講ずるため、国土交通大臣が自動車の所有者を調査できるよう、自動車検査証が返納された検査対象軽自動車等について所有者の変更があったときは、旧所有者は、当該所有者の変更があった旨を証明することができる契約書その他の資料を保存等しなければなりません。当該期間を「三年」とします。

自動車検査証の返納後の所有者の変更に係る記録の申請書の添付書類

自動車検査証の返納後の検査対象軽自動車等の所有者の変更に係る記録の申請書の添付書類として、当該自動車の所有権を証明するに足る書面、申請者の住民票、自動車検査証返納証明書を定めることとします。